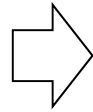


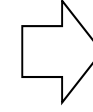
＜医療・公衆衛生に関する分科会において議論＞

停留を行うための施設の使用（法第29条）

外国で  
新型インフルエンザ等  
発生



検疫を実施するための  
海空港の集約



停留施設の使用



病原性の程度に応じた検疫の実施



国際的連携を確保

国内未発生期



航空機等の運航の制限の要請



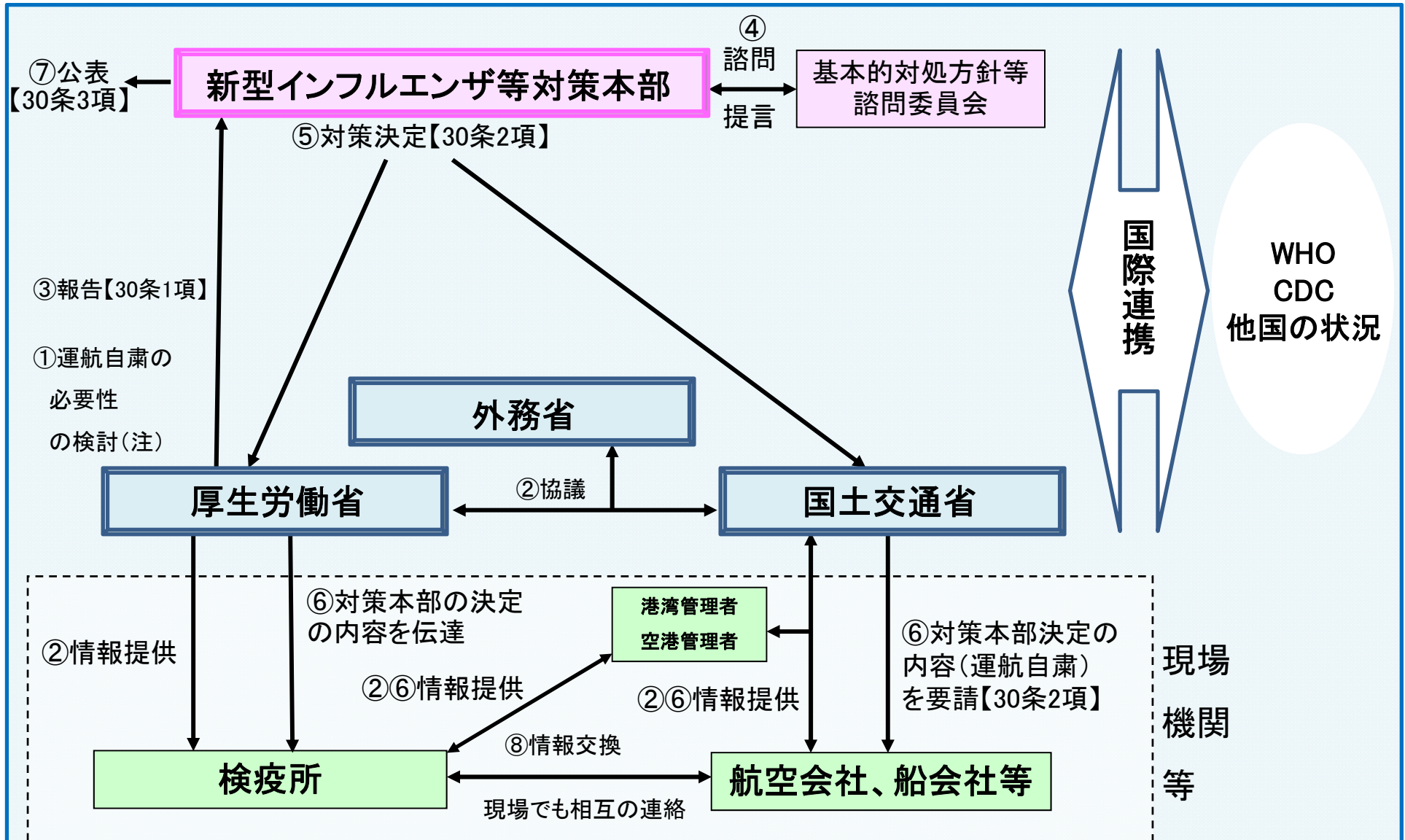
（運航の制限の要請等）

第三十条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると認められ、新型インフルエンザ等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止できないおそれがあるときは、政府対策本部長に対し、その旨を報告しなければならない。

2 政府対策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内における発生を防止し、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、当該特定船舶等の来航を制限するよう要請することができる。

3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

# 国際航空機・旅客船の運行自粛要請の流れ



注：検討に当たっては、WHOや他国の状況を把握し、国際的な連携を確保することが必要。